③　中小企業再生支援協議会事業のうち事業引継ぎ支援事業

44.8億円の内数（再掲）

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う。

④　中小企業新陳代謝円滑化普及事業

23.9億円の内数（26年度補正）

中小企業・小規模企業の経営者の新陳代謝を促進するため、新陳代謝にかかる施策等の講習会・説明会の開催、個別相談員の派遣等を行う。

⑹　被災地の復旧・復興

①　中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

400.0億円

中小企業等グループの復興事業計画に基づく施設復旧等を支援する。その際、従前の施設復旧等では、事業再開や継続、売上回復が困難な場合、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新商品製造ラインへの転換や市場調査等）を支援する。

②　産業復興相談センターにおける再生支援の継続

被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設置した産業復興センターにおいて、引き続き被災事業者からの相談等に応じるとともに、必要に応じて、再生に向けた事業計画の策定支援等も行う。

③　特別相談窓口等の継続

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構及び経済産業局に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

④　中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業・小規模事業者のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置。

Ⅳ．都道府県の事業

１．事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、よろず支援拠点や地域の認定支援機関、商工会・商工会議所等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業・小規模事業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努めることを期待する。特に、都道府県等の裁量により実施される地域住民生活等緊急支援のための交付金事業により、地方の消費の喚起、「しごと」と「ひと」の好循環作りの実現が、各地方の実情に応じて的確に進められることを期待する。

２．事業の概要

⑴　地域の中小企業・小規模事業者の活性化

①　地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用

物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って的を絞った対応をすること、及び仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促す事業。国から推奨された施策などを例示として参考にして、都道府県等の裁量により様々な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて判断し、事業を実施する。

②　都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

③　中小企業・小規模事業者及び支援機関の人材確保・育成支援

⑦　支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

⑦　その他中小企業・小規模事業者の人材確保・育成に係る支援事業。

④　中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

⑤　その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

⑵　イノベーションの推進及び創業・事業承継の促進

①　経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

②　公設試験研究機関

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援。

③　その他の経営の革新や新事業展開、創業への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業・小規模事業者に対する支援や創業者の段階に応じた支援事業。

⑶　小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①　中小小売商業の振興支援

⑦　商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

⑦　その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

②　経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

③　その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

⑷　消費税転嫁対策を含む中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①　消費税転嫁に関する情報受付窓口設置

消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、違反行為に関する情報の収集や事業者に対する指導または助言等を行う事業。

②　経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する事業。

③　その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。